

一般社団法人日本独文学会評議員規程

(2019年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本独文学会（以下「本会」という。）定款第31条に記載の評議員について定める。

(評議員)

第2条 評議員は理事会が特に必要と認める場合に指名することができる。

(職務)

第3条 評議員は理事会の求めにより理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第4条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 任期途中での評議員の交代があった場合、後任者の任期は前任者の任期の満了するまでとする。

3 評議員の任期は当該の理事会の任期を超えることはできない。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。